

## 航路標識の用品に関する型式指定要綱

### (目的)

- 1 この要綱は、航路標識法施行規則第4条ただし書きの規定を実施するため、航路標識の設置及び管理に関するガイドラインに準拠し、航路標識の用品の型式指定（以下「用品指定」という。）に関する手続を定めたものです。

### (指定)

- 2 用品指定は、灯具（制御装置一体型を含む）を対象とし、航路標識の用品の製造事業者の申請に基づき行います。

### (申請)

- 3 用品指定を受けようとする者は、用品指定を受けようとする日の30日前までに指定申請書（様式1）を海上保安庁交通部企画課へ、書面により1部提出してください。  
審査基準に適合していることを確認した後、指定通知書を交付します。

### (審査基準)

- 4 用品指定の審査基準は、航路標識の設備の基準等を定める告示（平成29年海上保安庁告示第4号）第3条（灯光の色）及び第4条（灯光の光り方）に基づく灯質の基準並びに別添「灯具の性能基準」によります。

### (有効期間)

- 5 用品指定の有効期間は、用品指定の日から5年間です。  
期間を延長しようとするときは、有効期間満了の30日前までに更新届出書（様式2）を海上保安庁交通部企画課へ、書面により1部提出してください。  
届出を受理した後、受理書を交付します。

附 則（平成30年1月31日保交企第170号）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日保交企第99号）

（施行期日）

この要綱の一部改正は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

## 灯具の性能基準

### 1 灯質

1 周期の時間、明時間（通電時間）及び暗時間（無通電時間）について、入力電圧を定格電圧 12V 系は 10V～16V、24V 系は 20～32V に変化させた状態において、航路標識の設備の基準等を定める告示（平成 29 年海上保安庁告示第 4 号）第 4 条に基づく時間に対してそれぞれ誤差 2% 以下であること。

### 2 昼夜検出

- (1) 点灯照度について、天空照度  $300 \pm 30$  ルクス以内であること。
- (2) 消灯照度について、上記点灯照度とのヒステリシス幅が 30 ルクス以上であること。

### 3 光学的特性

- (1) 水平光度について、レンズ格子等で遮光されない水平 8 方位の光度のうち、最低光度が当該 8 方位の平均光度の 75% 以上であること。
- (2) 垂直発散角度について、上記 8 方位の光度のうち、最低光度及び最高光度の 2 箇所において、水平光度が最高値となる点の上下方向に、それぞれ当該水平光度の最高値に対して光度が 10% となる 2 点間の角度が 5 度（灯浮標用は 30 度）以上であること。

### 4 防水性

屋外で使用するものについて、「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級」の保護等級 7 に適合すること。

### 5 耐候性

次の温度及び湿度において、点消灯、灯質その他の機能に異常なく動作すること。

- (1) 温度  $-20 \sim +55^{\circ}\text{C}$
- (2) 湿度  $10^{\circ}\text{C}$  以上において 90～96%

### 6 絶縁抵抗

電源入力端子と筐体間を DC500V 絶縁抵抗計で測定し、 $10\text{M}\Omega$  以上であること。

### 7 絶縁耐圧

#### (1) 交流電源

電源入力端子と筐体間に実効値  $1,000\text{V} + 2\text{E}$ （100Hz 以下の正弦波又は直流）の電圧を 1 分間印加した状態において、点消灯、灯質その他の機能に異常なく動作すること。

#### (2) 直流電源

電源入力端子と筐体間に DC500V を 1 分間印加した状態において、点消灯、灯質その他の機能に異常なく動作すること。